

令和7年度八戸市超帰省®応援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八戸市出身者等が友人や同僚を連れて帰省し、八戸市を紹介することで地元への愛着や親しみを再醸成するとともに、八戸市に馴染みのない方も友人を介して八戸市を知る・体感することで、新たな関係人口の創出を促進することを目的に、超帰省した申請者に対し協働事業者の優待クーポンを交付することとし、その事業の実施について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 超帰省 「一般社団法人超帰省協会」が提唱する概念で、友人や同僚を連れて地元へ帰省したり、友人等の帰省についていたりすること。ここでは、八戸市における当該行為を指す。
- (2) クーポン 前条に規定する目的を達成するために市が交付する電子クーポンのこと。
- (3) 八戸市出身者等 八戸市出身者、八戸市と何らかの関りがある人又は八戸市を地元と思う人。
- (4) 特定取引 クーポンが対価の弁済手段として使用される物品の購入または役務の提供。
- (5) 協働事業者 当事業の趣旨に賛同し、特定取引を行うことに協力できる事業者として認められたもの。

(事業内容)

第3条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 超帰省した八戸市出身者等へ優待クーポン交付
- (2) 超帰省体験の SNS 発信促進
- (3) 事業周知及び PR 活動
- (4) アンケート調査

(事業期間)

第4条 事業の実施期間は、令和7年4月1日から令和8年4月30日までとする。ただし、クーポンの交付期間は、令和8年3月31日までとする。

(交付対象者)

第5条 クーポンの交付対象者は、八戸市出身者等とし、1回の申請につき1つのクーポンを交付する。

(同行者)

第6条 同行者は1回の申請につき最大5名までとし、うち市外出身者を1名以上必要とする。

2 クーポンの優待内容については、クーポンが交付された者（以下「申請者」という。）の提示により、登録された同行者にも適用されるものとする。

（利用申請）

第7条 申請者は、八戸市電子申請システム（以下「システム」という。）から申請に必要な項目を入力し申請するものとする。その申請内容に変更が生じたときも同様とする。

（申請受付及び審査）

第8条 申請の受付は、原則24時間毎日行うものとし、申請の審査時間は月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）の午前8時15分から午後5時00分までとする。

2 審査時間終了後に到達した申請は、翌開庁日の審査とする。

3 申請の審査が完了したときは、メールにて申請者に結果を通知するものとする。申請を承認する場合において、市長は、申請者氏名、ID、利用可能期間を記したクーポンを付すこととする。

4 申請内容に変更があり、再度申請が行われた場合も、同様に審査し通知するとともに新たにクーポンを発行する。

（利用可能期間）

第9条 クーポンを利用できる日時はシステム内の項目「八戸市へ来る日」を含めた30日以内とし、その期間内において協働事業者が定める営業時間内とする。

2 協働事業者は、市長が必要と認めるときは、利用可能期間を修正することができる。

3 申請者は利用可能期間終了後において、再びクーポンの利用を希望する場合は、改めて申請を行わなければならない。

（利用可能回数）

第10条 クーポンを利用できる回数は1つの協働事業者に対し1回とする。

（使用上の遵守事項）

第11条 申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) クーポンに記載の期間で使用する事。
- (2) 他のクーポン等との併用については、各協力事業者に従う事。
- (3) 承認を受けたクーポンを譲渡、又は転貸しない事。
- (4) 承認を受けたクーポンの画像を加工しない事。
- (5) 承認に際して条件を付された場合は、それに従う事。

（承認の取り消し等）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認取消通知書（別記第1号様

式)により承認を取り消し、配布したクーポンを利用不可とするとともに、利用済クーポン分の料金の返還を請求することができる。この場合において、申請者及び同行者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

- (1) 申請者及び同行者がこの要綱の定める事項に違反した場合
- (2) 申請者及び同行者が承認に付した条件に違反した場合
- (3) 申請の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他市長が適当でないと認めた場合

(協働事業者の資格)

第13条 協働事業者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 「八戸市超帰省[®]応援事業」の目的に賛同し、事業期間中、継続してクーポンに係る優待サービスの提供ができるもの。
- (2) 次のいずれにも該当しないもの。
 - ア 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの。
 - イ 政治活動又は宗教活動を行うもの。
 - ウ 市へ納付すべき市民税、固定資産税及び国民健康保険税を現に滞納しているもの。
 - エ その他社会通念上好ましくない内容のサービスを提供する等、当事業にふさわしくないと市長が判断するもの。

(協定の締結)

第14条 協働事業者と市長は協定書を取り交わすものとする。協定書の内容については、双方の同意をもって決定する。

(責任の制限)

第15条 市は、協働事業者が提供するクーポンサービスに係る損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。